

「浜名湖切断遺体事件報道に対する申立て」に関する 委員会決定 — 見 解 —

申立人 静岡県在住A

被申立人 株式会社テレビ静岡

苦情の対象となった番組と放送日時

2016年7月14日（木）

『FNNスピーク』

午前11時37分頃（全国ネット）

午前11時48分頃（ローカル）

『てっぺん静岡』

午後4時25分頃（ローカル）

『みんなのニュースしずおか』

午後6時14分頃（ローカル）

【決定の概要】	2ページ
I 事案の内容と経緯	4ページ
1. 本件放送内容と申立てに至る経緯	
2. 論点	
II 委員会の判断	6ページ
1. はじめに——何を問題にすべきか	
2. 名誉毀損について	
(1) 判断の前提	
(2) 「関係先」、「関係者」という表現	
(3) 「搜索」について	
(4) 名誉毀損についての結論	
3. プライバシー侵害について	
4. 放送倫理の観点から	
III 結論	15ページ
IV 放送概要	16ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	26ページ
VI 申立ての経緯および審理経過	32ページ

【決定の概要】

2016年7月8日、静岡県浜松市の浜名湖で切断された遺体が見つかった。本件放送は、同月14日、テレビ静岡がこの浜名湖事件の捜査の進展状況を午前11時台から午後6時台に4回、ニュースとして伝えたものである。

本件放送は、「関係先とみられる県西部の住宅などを捜索し、複数の車を押収し、事件との関連を調べている」、「関係者から事情を聴いている」というテレビ静岡が独自に入手した捜査本部の動向を含む内容だった。これらは申立人宅の一部や敷地内で押収された車が運ばれる場面などの映像とともに放送された。

申立人は、後に浜名湖事件の容疑者として逮捕される人物と交遊があり、この人物から軽自動車を譲り受けていた。この車がこの日、申立人宅の敷地内で押収された。申立人は、捜査員は浜名湖事件の容疑者による別の窃盗事件の証拠品として車を押収しただけだったにもかかわらず、本件放送は浜名湖事件に関係のない申立人を事件に係ったかのように伝えたとして、人権侵害（名誉毀損、プライバシー侵害）を委員会に申し立てた。

テレビ静岡の取材経緯や多数の捜査員を動員した警察当局の行動から分かるように、当日、申立人宅で行われた捜査活動が浜名湖事件捜査の一環だったことは明らかである。

委員会は、本件放送の映像を検討し、申立人宅の一部が映った映像によってただちに申立人宅と特定されるとはいえないと判断した。しかし、当日朝の警察の活動は申立人宅周辺の人々の耳目を集めるものだったと思われ、そうした人々が後に本件放送を見て、申立人宅を特定した可能性は否定できない。

本件放送には「関係先の捜索」、「関係者の聴取」といったスーパーが伴っていた。その結果、本件放送によって、申立人宅が浜名湖事件の「関係先」として、申立人が「関係者」として、申立人宅周辺の人々に認知され、申立人の社会的評価は一定程度低下しただろう。

しかし、殺人事件の捜査状況を伝える本件放送には公共性・公益性が認められる。そのうえで、委員会は、「関係先」、「関係者」、「捜索」という表現を含めて、本件放送が伝えた事実の重要部分の真実性ないしは相当性を検討し、真実性ないしは相当性が認められると判断した。したがって、本件放送は申立人への名誉毀損に当たらない。

申立人は、本件放送で流れる布団や枕が映った申立人宅の映像などが申立人のプライバシーを侵害していると主張する。しかし、これらの映像で映された対象自体は他者に知られることを欲しない個人に関する情報や私生活上の事柄とまではいえないから、プライバシー侵害は認められない。

放送倫理の観点からも委員会は本件放送に問題があるとまでは判断しなかった。し

かし、取材過程で、捜査活動の目的は申立人宅の家宅搜索ではなく、敷地内に駐車していた軽自動車の押収だったことが推定できたのではないか。そのような捜査活動の全体状況に考慮して、プライバシー侵害に当たらないとはいえ、繰り返し流れた「関係先の搜索」というスーパーを表示した申立人宅の一部の映像はより抑制的に使うべきだったのではないか。本事案は、たとえ実名や本人を特定する内容を直接含むものでなくとも、テレビニュース、とりわけ犯罪に係るニュースが当事者に大きな打撃を与える場合があることを教えてくれたものといえる。委員会は、今回、自局のニュースが委員会の審理対象になったことを契機に、人権にいつそう配慮した報道活動を行うための議論を社内的に深めることをテレビ静岡に要望する。

I 事案の内容と経緯

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

テレビ静岡は2016年7月14日のニュース番組『FNNスピーク』等において、「静岡県浜松市の浜名湖で切断された遺体が見つかった事件で、捜査本部は関係先の捜索を進めて、複数の車を押収し、事件との関連を調べています」等と放送した。

この放送に対し申立人は16日、テレビ静岡に電話し、自分は事件とは関係ないのに犯人であるかのように報道された等と抗議した。申立人はその後、テレビ静岡と話し合いを続けたが不調に終わり、9月18日付で申立書を委員会に提出した。

申立人は、「バラバラ殺人事件の捜査において、実際には全く関係ないにもかかわらず、『浜名湖切断遺体 関係先を捜索 複数の車押収』と断定したテロップをつけ、記者が『捜査本部は遺体の状況から殺人事件と断定して捜査をすすめています』『県警は死体損壊・遺棄事件として捜査本部を設置しました』と殺人事件に関わったかのように伝えながら、許可なく私の自宅前である私道で撮影した、捜査員が自宅に入る姿や、窓や干してあったプライバシーである布団一式を放送し、名誉や信頼を傷つけられた」として、放送法9条に基づく訂正放送、謝罪、およびネット上に出ている自宅画像の削除を求めている。

また申立人は、県警捜査員が申立人宅を訪れたのは申立人とは関係のない窃盗事件の証拠物である車を押収するためであり、「私の自宅である建物内は一切捜索されていない」と主張、「このニュースの映像だけを見れば、家宅捜索された印象も受け、いかにもこの家の主が犯人ではないかという印象を視聴者に与える」等と訴えている。

これに対しテレビ静岡は11月2日、「経緯と見解」を委員会に提出した。

テレビ静岡は、「本件放送が『真実でない』ことを放送したものであるという申立人の主張には理由がなく、訂正放送の請求には応じかねる」、「当社取材陣は、信頼できる取材源より、浜名湖事件に関連して捜査の動きがある旨の情報を得て取材活動を行ったものであり、当日の取材の際にも取材陣は捜査員の対応から当日の捜索が浜名湖事件との関連でなされたものであることの確証を得たほか、さらに複数の取材源にも確認しており、この捜索が浜名湖事件に関連してなされたことは事実である」、「本件放送は、その事件との関連で捜査がなされた場所という意味で本件住宅を『関係先』と指称しているものである。また本件放送では、申立人の氏名に言及するなど一切しておらず、『申立人が浜名湖の件の被疑者、若しくは事件にかかわった者』との放送は一切していない」と反論している。

またテレビ静岡は、「捜査機関の行為は手続き上も押収だけでなく『捜索』も行われたことは明らかである。すなわち、捜査員が本件住宅内で確認を行い、本件住宅の駐

車場で軽自動車を現認して差し押さえたことから、本件住宅で捜索活動が行われたことは間違いない。したがって、『関係先とみられる住宅などを捜索』との報道は事実であり、虚偽ではあり得ない」等と主張している。

委員会は11月15日に開催された第241回委員会で、委員会運営規則第5条(苦情の取り扱い基準)に照らし、本件申立てを審理入りすることを決めた。

本件放送内容については後述の「IV 放送概要」に、申立てに至る経緯については「VI 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

2. 論点

申立人が主張する本件放送による人権侵害の有無とそれに係る放送倫理上の問題を検討するために、委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

- (1) 浜名湖事件の捜査経過を報じる本件放送の中でコメント、テロップに使われた「関係先とみられる県西部の住宅などの捜索」、「関係者から事情聴取」の表現は、申立人の名誉毀損に当たるか。
- (2) 本件放送中に流された申立人の住宅の映像は、申立人のプライバシーを侵害するものかどうか。
- (3) 申立人はテレビ静岡の取材陣が申立人の私有地に立ち入って映像撮影を行った等と主張しているが、取材過程に問題はなかったか。

II 委員会の判断

1. はじめに——何を問題にすべきか

2016年7月8日午前中、静岡県浜松市の浜名湖で、切断された同一人物の右脚、頭部、胴体、左脚が相次いで見つかった。静岡県警は死体損壊・遺棄事件として細江警察署に捜査本部を設置した。これが、浜名湖事件の発端である。

テレビ静岡は、事件発覚から6日目の7月14日、捜査の進展状況をニュースとして伝えた。午前11時台に2回、午後4時台に1回、午後6時台に1回。午前11時台の最初の1回だけが全国ネット、他はローカルだった（詳細は「IV 放送概要」参照）。これらが本件放送である。浜名湖事件の続報であることは、冒頭のアナウンサーのコメントのほか、画面上の「浜名湖 切断遺体事件」などのスーパーで明示される。

本件放送の主要な内容は次の6点である。

- ①切断された遺体の身元が判明した
- ②遺体の状況から殺人事件と断定した
- ③14日朝から、関係先とみられる県西部の住宅などを捜索し、複数の車を押収し、事件との関連を調べている
- ④関係者から事情を聴いている
- ⑤被害者は大阪に住んでいたという情報もあり、知人などから話を聞き、容疑者の特定を急いでいる
- ⑥押収した複数台の車を検証し、事件と結びつく証拠がないかどうか調べている

①と②は、警察当局が公表したもの。その他はテレビ静岡が独自に入手した捜査本部の動向として伝えられた。④、⑤、⑥は最後の午後6時台のニュースで初めて付加された。これらの内容は、申立人宅の一部が映った映像などとともにアナウンサーのコメントや警察署前からの記者レポートで伝えられる。画面には映像とともに「関係先の捜索」、「関係者から聴取」などのスーパーも表示される。

申立人は、後に事件の容疑者として殺人・死体損壊・死体遺棄容疑で逮捕されるBと交遊があり、Bから軽自動車を譲り受けていた。上記③と④が、直接申立人に係る本件放送の内容である。申立人は、これらは、浜名湖事件に関係のない申立人を事件に係ったかのように伝えたとして、本件放送による人権侵害（名誉毀損、プライバシー侵害）を主張する。その理由は多岐にわたるが、以下の2点は申立人も認めている。

(ア) 当日朝、静岡県警の捜査員が申立人宅を訪れ、敷地内に駐車していた軽自動車（申立人がBから譲り受けたもの）を押収した

(イ) 申立人は当日を含めて数日間にわたって、警察の事情聴取を受けた

問題となるのは（ア）である。申立人は、Bの窃盗被疑事件に関して証拠品として軽自動車を押収されただけで、家宅捜索は行われておらず、浜名湖事件と関係はないと主張する。一方、テレビ静岡は、本件放送が伝えたように、浜名湖事件捜査の一環だったと主張する。

当日朝の警察の捜査活動が浜名湖事件捜査の一環だったことは明らかである（判断の理由は後に述べる）。殺人事件と断定された事件の捜査進展状況を報道すること自体に公共性・公益性があることは論を俟たない。

したがって、委員会が本事案について検討すべき問題は、次の点である。

前記した本件放送内容のうち、申立人宅の一部などが映った映像や「関係先の捜索」、「関係者から聴取」などのスーパーを伴った③と④が、浜名湖事件に係ったかのように伝えられたと主張する申立人の人権侵害（名誉毀損、プライバシー侵害）に当たるかどうか。その点に係って放送倫理上の問題があるかどうか。

2. 名誉毀損について

（1）判断の前提

本件放送によって申立人の社会的評価が低下したかどうか。これが、申立人に対する名誉毀損の成否を判断する際の入り口の基準となる。

本件放送のアナウンサーらのコメントは「県西部の関係先とみられる住宅などを捜索」などと伝えただけで、車を押収した場所は「関係先」とのみ表現し、具体的に明らかにしていない。申立人の特定につながる車の所有者や住宅の住人についてもまったく言及していない。つまり、ここには社会的評価が低下したかどうかを検討すべき当の対象人物が直接には登場しない。

しかし、申立人は、本件放送で流れる申立人宅とその周辺の映像によって申立人宅であることが特定されると主張する。申立人宅映像の内容は次にプライバシー侵害の有無を検討する際の主要な問題だが、名誉毀損に係る申立人の主張の当否を判断する際にも重要である。

本件放送で流れる申立人宅とその周辺の映像は、次の5つである。

- （a）玄関。扉が半分開いていて、中に入っている捜査員と思われる人間が映る。
手前にも捜査員3、4人と捜査車両が映る。一瞬映る玄関左側の表札にはモザイクがかかっている（約4秒）
- （b）1階窓。内側にカーテンがかかっている（約3秒）
- （c）1階窓。布団と枕が干してある（約3秒）
- （d）2階窓。左端にテレビのパラボラアンテナが映っている（約5秒）
- （e）レッカー車に牽引される押収された車（約7秒）

このうち、(a)～(c)は各時間帯のニュース全部で連続して流れる。午後4時台と6時台のニュースでは、これに(d)が加わる。(e)は午後6時台のニュースの最後近くに流れる。

(a)～(d)の映像について、テレビ静岡は、住宅の所在地や住人の氏名が特定されないよう、遠目からの「ロング映像」は使わず、表札にモザイクをかけ、窓の映像も「アップ」を使ったと説明している。これらの映像は全体としてごく短く、映っている住宅にもとりたてて特徴はない。(e)もレッカー車に牽引される車が白い軽自動車であること以外、映像が伝える情報はほとんどない。テレビ静岡がいうように、これらの映像はただちに申立人宅を特定するものとはいえない。

ただし、申立人は「反論書」で「全ての一般視聴者が私を同定することは難しい」ことを認めつつ、「放送対象となった人物の年齢、職業、容貌その他の一定の情報を知る周囲の人や、将来、その人物を知ることとなる人などの一定の範囲の人によって同定される場合であっても権利侵害は成立しうる」という立場から主張を展開している。最高裁第3小法廷平成14年9月24日「石に泳ぐ魚」事件判決とそれに沿った委員会決定第52号「宗教団体会員からの申立て」が根拠である。以下、この主張について検討する。

車4台と十数人の捜査員による当日朝の警察の捜査活動は、申立人宅周辺の人々の耳目を集めるものだっただろう。そうした人々が後に本件放送を見て、申立人宅を特定した可能性は否定できない。申立人は、本件放送の直後、申立人宅の外観をよく知る親族から電話があったと述べており、この点もこうした可能性を示唆するといえるだろう。

しかし、このようなかたちで申立人宅が特定される可能性があったとしても、それがただちに申立人の社会的評価の低下につながるわけではない。本件放送による申立人の社会的評価の低下を考えると、画面に表示される次のようなスーパーが問題となる。(a)～(c)は、最初の全国ネットでは「関係先の捜索 午前7時頃」と表示され、2回目以降のローカルでは「関係先の捜索 磐田市・午前7時頃」と表示された。(e)は、「押収された車 磐田市」との表示である。

浜名湖事件の捜査の進展を伝える本件放送で流れた(a)～(e)の映像で申立人宅と分かった人々は、表示されたスーパーによって申立人宅を「浜名湖事件の関係先」と考え、申立人を含む住人のだれかが押収された車の所有者であり、「浜名湖事件の関係者」とであると認知しただろう。インターネットに流れたニュース映像が、こうした状況を加速したことも容易に推察できる。

テレビ静岡は、「関係先」という表現を「事件や捜査と何らかのかかわりがある場所、または事件に関係がある人物と何らかのかかわりがある場所」という意味で使用したのであって、その場所に関係する人物が「犯行そのものにかかわった」という印象を

一般視聴者に与えるものではないとする。また、「関係者」という言葉については、浜名湖事件の捜査本部が事件解決に向けた捜査に必要な関係者であり、容疑者という狭い範囲の者ではなく、参考人も含めた者という意味で使用していると説明している。たとえ申立人の主張する経緯で本件放送によって申立人宅が特定されたとしても、「関係先」、「関係者」という表現は申立人の社会的評価の低下につながるものではないという主張である。

だが、浜名湖事件は遺体が切断されて見つかるという凄惨な出来事であった。テレビ静岡が主張するように「犯行そのものにかかわった」という印象を一般視聴者に与えるものでないとしても、申立人宅を知る周辺の人々に申立人宅が浜名湖事件の「関係先」として、申立人が「関係者」として、それぞれ認知されることによって、申立人の社会的評価は一定程度低下すると考えるべきだろう。

しかし、社会的評価の低下があったからといって、すべて名誉毀損が成立するわけではない。報道された出来事に公共性があり、報道することに公益性が認められる場合、ただちに名誉毀損とはされない。こうした場合、報道した内容の重要部分が真実かどうか（真実性）、あるいは報道した側が真実と信じる相当の理由があるかどうか（相当性）が問題になる。真実性あるいは相当性が認められる場合、報道した側は名誉毀損に問われない。

本件放送に公共性・公益性があることはすでに指摘した。したがって、申立人に対する名誉毀損の成否を考えるためには、本件放送の重要部分の真実性・相当性を判断しなければならない。

浜名湖事件の捜査の進展状況を伝えた本件放送のうち申立人に係る重要部分は、申立人宅に捜査員が赴き、申立人所有の車を押収したということである。この事実そのものの真実性に争いはない。ただし、申立人の主張を踏まえると、本件放送で申立人宅を「関係先」とし、「関係先の捜索」、「関係者の聴取」という言葉を使ったことの是非が問われることになる。

以下、こうした「関係先」や「関係者」という表現が、本件放送の重要部分の真実性を失わせることになったかどうかを検討する。

（２）「関係先」、「関係者」という表現

申立人は、当日の警察の捜査活動は浜名湖事件とは関係ないと主張する。警察による「押収品目録交付書」に「被疑者B（「交付書」は実名表記）に対する窃盗被疑事件」と記載されていることなどがその理由である。

本件放送に至るテレビ静岡の取材のきっかけは申立人宅などへの捜査活動が行われる前日、捜査関係者から得た独自の情報だった。その内容は、翌日か翌々日朝（2016年7月14日か15日）に浜名湖事件に関連して、「複数箇所に向かい大々的にガサ（捜

索)をやる。犯行に使用したと見られる車があれば浜中署(浜松中央警察署)に持ってくる。容疑者がいれば引っ張って(引致して)来る」(答弁書)というものだったという。

この情報に基づき、14日早朝からテレビ静岡は浜名湖事件の捜査本部がある細江警察署などに車6台に分乗した合計8人の記者、カメラマンを配置した。午前5時10分頃、細江警察署を出た捜査車両を記者とカメラマンが乗った車が追尾した。捜査車両は磐田警察署に寄り、ここで車両3台が加わった。テレビ静岡の取材車両は4台に増えた捜査車両をふたたび追尾した。捜査車両が申立人宅付近に駐車したのは、午前6時半過ぎだった。捜査員は合計十数人。捜査員が申立人宅に入るなどの動きがあり、テレビ静岡のカメラマンは本件放送に使われた映像を撮影した。

当日、申立人宅で警察が行ったことは、外形的事実としては申立人が主張するように「被疑者Bに対する窃盗被疑事件」で軽自動車を押収しただけだったことはたしかだろう。だが、上記したテレビ静岡の取材に至る経緯や多数の捜査員を動員した警察当局の行動から分かるように、当日、申立人宅で行われた警察の捜査活動が浜名湖事件捜査の一環だったことは明らかである。ちなみに、先に記したように、申立人は当日を含めて数日間にわたって、警察の事情聴取を受けた。聴取の内容は車の入手経緯にとどまらず、後に浜名湖事件の容疑者として逮捕されたBの行動や発言にも及んだことを申立人自身がヒアリングで明らかにしている。

ところで、ヒアリングなどによると、取材を準備した段階で、テレビ静岡は先に記したような情報しか得ていなかった。さらに捜査車両を追尾して申立人宅に至った後も、申立人敷地内に駐車してあった軽自動車を押収された事実以外は何もつかんでいなかった。

こうした状況をテレビ静岡の立場から考えてみよう。ある朝、独自に得た情報に基づき、捜査車両を追尾した。十数人もの捜査員が、ある住宅に赴き、捜査員が住宅内に入った後、家人の立ち会いで敷地内に駐車していた車を押収した。前日得た情報や捜査員の動向から浜名湖事件の捜査の一環と考えられた。他の場所でも別の車が押収されている。これらは浜名湖事件捜査の進展としてニュースにすべき出来事であることは明らかだった。しかも、他社がつかんでいない「特ダネ」なのだ。この場合、捜査員が赴き、その敷地内に駐車していた軽自動車を押収した「場所」を、ニュースの中でどう表現するか。

結果として、本件放送は「関係先」という表現を使った。ここで「関係先」は、テレビ静岡の説明を繰り返せば、「事件や捜査と何らかのかかわりがある場所、または事件に関係がある人物と何らかのかかわりがある場所」という意味で使われた。むしろ、「関係先」という表現を使わないことも可能だっただろう。だが、上述した取材に至る経緯や現場の状況から考えて、テレビ静岡が、こうした意味で申立人宅を浜名湖事

件の「関係先」と表現したことは特段不合理とはいえない。「関係先」という表現を使ったにもかかわらず、本件放送の段階でテレビ静岡は「関係」の具体的な内容をつかんでいたわけではなかったことは先に述べた。しかし、だからこそ「関係先」という、ある意味漠然とした表現を使ったとも考えられる。こうした表現の選択は、ニュースにおける一般的な用語法として逸脱とはいえない。

申立人宅を浜名湖事件の「関係先」としたことが特段不合理とはいえない以上、「関係者」という表現も許容できるといわざるを得ない。「関係者」という表現は、「1. はじめに——何を問題にすべきか」で記した本件放送内容の④で、警察の事情聴取の対象者を指す言葉として使われる。押収した車の所有者といった対象者の特定につながる表現はなく、ここでも漠然と「関係者」とされるのみである。

以上の検討から、委員会は本件放送における「関係先」、「関係者」という表現は、本件放送の重要部分の真実性を失わせるものではないと判断する。

(3) 「搜索」について

本件放送には、「県西部の住宅などを搜索」という表現があり、申立人宅などの映像が流れる画面には「関係先の搜索」というスーパーが表示される（「1. はじめに——何を問題にすべきか」の③）。この点について、申立人は、車を押収されただけで、住宅内部の搜索は行われていないとして、本件放送内容は誤りだと主張している。本件放送の重要部分の真実性・相当性を判断するためには、この申立人の主張を検討する必要がある。

申立人の主張に対し、テレビ静岡は「本件住宅（「申立人宅」を指す）に複数の捜査員が入り、ドアが閉まったまま相当時間が経過した。これにより、記者G（テレビ静岡の取材記者）は搜索が始まったものと考えた」（答弁書）と述べる。また、ヒアリングでは、本件放送では「関係先と見られる住宅などを搜索」という言い方をしており、申立人宅の建物の中を搜索したと言及していないと補足的に説明した。

しかし、申立人宅の映像（a）～（c）が流れて、「関係先の搜索」というスーパーが表示されているのだから、視聴者は映像に映っている家の内部が搜索されたと考えよう。ヒアリングでのテレビ静岡の補足的説明は説得的ではない。テレビ静岡がいう「相当時間」が具体的にどれくらいだったかは明らかではないが、通常家宅搜索に要する時間よりはかなり短かったことは確かである。実際、申立人宅の建物内部の搜索が行われたかどうかは明らかではなく、「関係先の搜索」という表現における「搜索」については真実性を認めることはできない。しかし、4台の捜査車両と十数人の捜査員が動員され、住宅の玄関内部に捜査員が入ったことも映像で確認できる。敷地内で車も押収されている。申立人宅以外の場所では家宅搜索も行われた。こうした状況を考えると、テレビ静岡が申立人宅に関して「搜索が行われた」と考えたことには

相当性が認められる（ただし、この点は放送倫理の観点から後に検討する）。

（４）名誉毀損についての結論

申立人はなるほど当日の警察の捜査活動と本件放送によって、申立人を知る人たちに「浜名湖事件の関係者」として認知され、社会的評価を一定程度低下させた可能性がある。インターネットを通じた画像の拡散によってその状況が広がったことも否定できない。だが、殺人事件の続報である本件放送には公共性・公益性が認められる。あいまいさは否めないとしても、そこで使われた「関係先」、「関係者」という表現が特段不合理だったとはいえず、報道された事実の重要部分に真実性が認められる。「関係先の検索」という表現における「検索」については真実性を認めることはできないものの、テレビ静岡が申立人宅に関して「検索が行われた」と考えたことには相当性が認められる。したがって、委員会は、本件放送による申立人に対する名誉毀損は成立しないと判断する。

３．プライバシー侵害について

申立人は、本件放送が申立人のプライバシーを侵害するものだったと主張している。プライバシーは、他者に知られることを欲しない個人に関する情報や私生活上の事柄である。本人の意思に反して、これらをみだりに公開した場合、プライバシー侵害が問われる。

ただし、取材・報道については、プライバシー侵害がただちに違法となるわけではない。当該取材・報道が、公共性・公益性を持つかどうか、社会の正当な関心に応えるものかどうか、さらにその手段・方法が目的に照らして相当かどうかといった点について、取材・報道の自由とプライバシー侵害の被害程度とを比較考量して違法か否かを判断する。

本件放送のアナウンサーのコメントや記者レポートには、申立人のプライバシーに係る内容はもとより、申立人についての言及もまったくない。申立人がプライバシー侵害を主張する理由は、先に「２．（１）判断の前提」で記した（a）～（e）の映像である。とりわけ（c）の布団と枕が映っている映像を問題にしている。

これに対して、プライバシー侵害を否定するテレビ静岡の理由は、「答弁書」によれば、次の２点である。

- ・ 布団などは取材時に玄関の横に干され、本件住宅前の道路から遮るものなく視認できる状態にあった
- ・ 対象も下着などではなく、撮影して放送した場合に申立人や家族に精神的な負担をかける恐れはないと認識した

申立人が問題にする映像は約3秒である。映っている布団や枕は特異なものではない。だれでも見ることができる住宅の外部に干してある布団や枕は、少なくともそれ自体としては当然に保護されるべきプライバシー（他者に知られることを欲しない個人に関する情報や私生活上の事柄）には当たらないと考えられよう。布団や枕が映った映像以外の本件放送中の申立人宅映像も外部の道路から撮影したものである。しかも、「2.（1）判断の前提」で示したように、これらの映像は直接申立人の特定につながるものでもない。

以上の点からプライバシー侵害を否定するテレビ静岡の上記の理由は十分に納得がいくものである。したがって、取材・報道の自由との比較考量を俟つまでもなく、本件放送に申立人のプライバシー侵害はなかったと委員会は判断する。

ただし、対象がプライバシーに当たらないからといって、広く一般の人々が視聴するテレビニュースでそれらの映像を自由に使ってもまったく問題はないとはいえない。そこには自ずとニュースとしての必要性・相当性の面からの制約がある。この点については、名誉毀損の判断において相当性を認めた「関係先の搜索」という表現と重ねて、放送倫理の観点から検討する。

4. 放送倫理の観点から

テレビ静岡は申立人宅における警察の捜査活動の具体的な内容まではつかんでいなかった。しかし、目前で展開される捜査活動取材の一環として申立人宅を撮影したこと自体に問題があったとはいえない。本件放送に際しても申立人宅と特定されないような配慮があったことは既述の通りである。

しかし、端的に言って、申立人宅の映像を繰り返し放送することが必要だったのだろうか。

当日、テレビ静岡は申立人宅以外に赴いた捜査陣の動きも取材し、本件放送で伝えている。午前11時台では、浜松市の住宅で搜索が行われたことを映像とスーパーで伝えた。午後4時台には、これに「関係先の搜索」として浜松市西区のマンションが加わる。ただし、これもやはり映像とスーパーだけである。ところが、最後の午後6時台になると、記者が申立人宅以外での捜査状況を具体的にレポートする。「搜索が行われた浜松市北区の住宅では鑑識作業が念入りに行われていたほか、軽自動車も警察に運ばれました」、「浜松市西区のマンションにも今朝早く捜査員が入り、午後には乗用車1台が押収されました。マンションから出てきた男性が捜査車両に乗って出ていく様子も確認できました」という内容である。

テレビ静岡は、当日朝の段階では捜査活動の全体像を把握していなかっただろう。だが、取材過程で家宅搜索を含む捜査は浜松市の2か所が中心で、申立人宅での捜査

III 結論

本件放送は2016年7月8日に静岡県浜松市の浜名湖で切断遺体が見つかった浜名湖事件の捜査の進展状況を伝えるものだった。申立人は、静岡県警の捜査員が申立人宅に赴き、敷地内に駐車していた軽自動車（申立人がBから譲り受けたもの）を押収したことは認める。だが、それはBの窃盗被疑事件の証拠品押収に過ぎず、浜名湖事件の捜査とは関係ないと主張する。委員会は、外形的事実としては申立人の主張はまちがっていないものの、テレビ静岡が取材を始めるに至った経緯や当日の状況から、警察の捜査活動は浜名湖事件の捜査の一環であったと判断した。

本件放送における申立人宅とその周辺の映像はただちに申立人宅を特定するものとはいえない。しかし、当日の警察の捜査活動を知っていた周辺の人々が本件放送で申立人宅であることを特定した可能性は否定できない。さらに、本件放送には「関係先の捜索」、「関係者の聴取」といったスーパーが伴っていた。その結果、本件放送によって、申立人宅が浜名湖事件の「関係先」として、申立人が「関係者」として、申立人宅周辺の人々に認知され、申立人の社会的評価が一定程度低下した可能性は否定できない。だが、公共性・公益性が認められる本件放送においては、報道した事実の重要部分に真実性ないしは相当性が認められれば、テレビ静岡は名誉毀損に問われない。委員会は、「関係先」、「関係者」、「捜索」という表現が適切だったかどうかを含めて、本件放送が伝えた事実の重要部分の真実性ないしは相当性を検討し、真実性ないしは相当性が認められると判断した。したがって、本件放送は申立人への名誉毀損に当たらない。

申立人は、本件放送で流れる布団や枕が映った申立人宅の映像などが申立人のプライバシーを侵害していると主張する。しかし、これらの映像で映された対象自体は他者に知られることを欲しない個人に関する情報や私生活上の事柄とまではいえないから、プライバシー侵害は認められない。

以上のように、委員会は本件放送に申立人の人権侵害（名誉毀損、プライバシー侵害）はないと結論した。

委員会は、本件放送に放送倫理上の問題があったとまでは判断しない。だが、捜査活動の全体状況に考慮して、申立人宅の映像の使い方をより抑制的にしたとすれば、あるいは申立人の被害感情はこれほど強いものにならず、精神的打撃も少なかったのではないか。本事案は、たとえ実名や本人を特定する内容を直接含むものでなくとも、テレビニュース、とりわけ犯罪に係るニュースが当事者に大きな打撃を与える場合があることを教えてくれたものといえる。本決定の当該部分を参考にして、今回、自局のニュースが委員会の審理対象になったことを契機に、人権にいつそう配慮した報道活動を行うための議論を社内的に深めることをテレビ静岡に要望する。

IV 放送概要

被申立人が提出した同録DVDなどによると、本件放送の概要は以下のとおりである（網掛け部分が申立人に係る映像）。

午前11時37分頃から『FNNスピーク』全国ネット枠で放送

映像	秒	コメント	スーパー 【表示位置】
アナ	19	（アナ） 静岡県浜松市の浜名湖で 切断された遺体が見つかった 事件で、 捜査本部は今朝から 関係先の捜索を進めて、 複数の車を押収し、 事件との関連を調べています。 捜査本部がある細江警察署から 中継です。	【下】 中継 浜名湖切断遺体 関係先を捜索 複数の車押収
記者 警察署外観	15	（以下 記者レポート） 捜査本部は先ほど、 被害者が住居不詳の出町優人さん 32歳だったことを 明らかにしました。 遺体の状況から 殺人事件と断定して 捜査を進めています。	【右上】 <最後まで表示> 複数の車押収 被害者身元判明 浜名湖切断遺体 LIVE 静岡・細江署 【下】 記者名 【下】 死亡 住居不詳 出町優人さん（32）
浜名湖空撮	11	今月8日、 浜松市北区の奥浜名湖で 頭部や胴体など 切断された遺体が見つかり、 県警は 死体損壊・遺棄事件として 捜査本部を設置しました。	【左上】 右脚が見つかった湖岸 静岡・浜松市 今月8日 【下】 奥浜名湖で頭部や胴体など 切断された遺体が見つかる 【下】 県警察本部 死体損壊・遺棄事件として捜査本部設置

申立人宅 (玄関)	4	捜査本部は今朝、	【左上】 関係先の捜索 午前7時頃 【下】 捜査本部 ▼関係先とみられる住宅など捜索 ▼複数の車を押収
申立人宅 (1階窓)	3	関係先とみられる	
申立人宅 (1階窓、 布団・枕)	3	県西部の住宅などを捜索したほか、 複数の車を押収して、	
浜松市北区 住宅	3	事件との関連を調べています。	
警察署外観 記者	9	遺体の発見から明日で1週間を 迎える中、 事件の捜査は大きく動き出して います。 以上、中継でお伝えしました。	

午前11時48分頃から『FNNスピーク』ローカル枠で放送

映像	秒	コメント	スーパー 【表示位置】
アナ	14	(アナ) 浜松市北区の奥浜名湖で 切断された遺体が見つかった 事件で、 捜査本部は今朝から 関係先の捜索を進め、 複数の車を押収して、 事件との関連を調べています。 中継です。	【下】 奥浜名湖 切断遺体事件 関係先を捜索 車を複数台押収
記者 警察署外観	18	(以下 記者レポート) 捜査本部は先ほど、 被害者は北海道出身で 住居不詳の出町優人さん 32歳だったことを 明らかにしました。 腹部を刺された傷があること などから、 殺人事件と断定して 捜査をしています。	【右上】 <最後まで表示> 奥浜名湖 切断遺体事件 関係先を捜索 車を複数台押収 LIVE 細江警察署 【下】 記者名 【下】 <u>死亡</u> 北海道出身 出町優人さん(32)
浜名湖空撮	11	今月8日、 浜松市北区の奥浜名湖で 頭部や胴体など 切断された遺体が見つかり、 県警は 死体損壊・遺棄事件として 捜査本部を設置しました。	【左上】 右脚が見つかった湖岸 浜松市・今月8日 【下】 奥浜名湖で頭部や胴体など 切断された遺体が見つかる 【下】 県警察本部 死体損壊・遺棄事件として捜査本部設置

申立人宅 (玄関)	4	捜査本部は今朝、 関係先とみられる	【左上】 関係先の捜索 磐田市・午前7時頃
申立人宅 (1階窓)	3	県西部の住宅などを捜索したほか、	【下】 捜査本部 ▼関係先とみられる住宅など捜索 ▼複数の車を押収
申立人宅 (1階窓、 布団・枕)	3	複数の車を押収して、	
浜松市北区 住宅	3	事件との関連を調べています。	【左上】 関係先の捜索 浜松市・午前7時頃 【下】 捜査本部 ▼関係先とみられる住宅など捜索 ▼複数の車を押収
警察署外観 記者	9	遺体の発見から明日で1週間を 迎える中、 事件の捜査は大きく動き出して います。 以上、中継でお伝えしました。	

午後4時25分頃から『てっぺん静岡』（ローカル番組）内のニュースで放送

映像	秒	コメント	スーパー 【表示位置】
アナ	19	(アナ) 浜松市北区の奥浜名湖で 切断された遺体が見つかった 事件で、 遺体は32歳の男性だったことが 分かりました。 捜査本部は今朝から 関係先を捜索し、 複数の車を押収するなど、 事件の解明を進めています。	【下】 切断遺体は32歳男性 関係先捜索 複数台の車押収
浜名湖空撮	15	今月8日、 浜松市北区の奥浜名湖で 頭部や胴体などの 切断された遺体が見つかり、 県警察本部は 死体損壊・遺棄事件として 捜査本部を設置しました。	【右上】 <最後まで表示> 関係先捜索 複数台の車押収 切断遺体は32歳男性 【左上】 右脚が見つかった湖岸 浜松市北区・今月8日 【下】 奥浜名湖で頭部や胴体など 切断された遺体が見つかる 【下】 県警察本部 死体損壊・遺棄事件として捜査本部設置
申立人宅 (玄関)	4	捜査本部は今日、 遺体は北海道美唄市出身で 住居・職業不詳の	【左上】 関係先の捜索 磐田市・午前7時頃
申立人宅 (1階窓)	3	出町優人さん32歳と発表し、	【下】 死亡 北海道美唄市出身 住居・職業不詳 出町優人さん(32)
申立人宅 (1階窓、 布団・枕)	3	腹部を刺され 肺に血がたまっていたことが	【下】 死因 腹部を刺され 肺に血がたまっていたこと(血気胸)が原因
申立人宅 (2階窓)	5	死因と説明しました。	

<p>浜松市北区 住宅</p>	<p>15</p>	<p>このため捜査本部は、殺人事件と断定して捜査しています。 また、捜査本部は今朝から事件の関係先とみられる県西部の住宅などを捜索し、複数の車を押収して、事件の解明を進めています。</p>	<p>【左上】 関係先の捜索 浜松市北区・午前7時頃 【下】 捜査本部 殺人事件と断定して捜査 【下】 捜査本部 ▼事件の関係先とみられる住宅を捜索 ▼複数の車を押収</p>
<p>浜松市西区 マンション</p>	<p>7</p>	<p>遺体の発見から明日で1週間を迎える中、事件の捜査は大きく動き出しています。</p>	<p>【左上】 関係先の捜索 浜松市西区・午前9時頃</p>

午後6時14分頃から『みんなのニュースしずおか』ローカル枠で放送

映像	秒	コメント	スーパー 【表示位置】
アナ	20	(アナ) 浜松市北区の奥浜名湖で 切断された遺体が見つかった 事件で、 遺体は32歳の男性だったことが 分かりました。 捜査本部は今朝から 関係先を捜索し、 複数の車を押収したほか、 関係者から事情を聴いています。	【下】 切断遺体は32歳男性 捜索で車押収 関係者から聴取
浜名湖空撮	15	今月8日、 浜松市北区の奥浜名湖で 頭部や胴体などの 切断された遺体が見つかり、 県警察本部は 死体損壊・遺棄事件として 捜査本部を設置しました。	【右上】 捜索で車押収 関係者から聴取 切断遺体は32歳男性 【左上】 右脚が見つかった湖岸 浜松市北区・今月8日 【下】 奥浜名湖で頭部や胴体など 切断された遺体が見つかる 【下】 県警察本部 死体損壊・遺棄事件として捜査本部設置
申立人宅 (玄関)	4	捜査本部は今日、 遺体は北海道美唄市出身で	【左上】 関係先の捜索 磐田市・午前7時頃
申立人宅 (1階窓)	3	住居・職業不詳の 出町優人さん	【下】 死亡
申立人宅 (1階窓、 布団・枕)	3	32歳と発表し、 腹部を刺され	北海道美唄市出身 住居・職業不詳 出町優人さん(32)
申立人宅 (2階窓)	5	肺に血がたまっていたことが 死因とわかり、 殺人事件と断定しました。	【下】 死因 腹部を刺され肺に血がたまっていたため(血気胸) ⇒捜査本部 殺人事件と断定

浜松市北区 住宅	15	捜査本部は今朝から 事件の関係先とみられる 県西部の住宅などを捜索し、 複数の車を押収しました。 また、 関係者から事情を聴くなど、 事件の解明を進めています。	【左上】 関係先の捜索 浜松市北区・午前7時頃 【下】 捜査本部 ▼事件の関係先とみられる住宅を捜索 ▼複数の車を押収 【下】 捜査本部 関係者から事情聴取 ⇒事件の解明進める
浜松市西区 マンション	9	遺体の発見から明日で1週間を 迎える中、 事件の捜査は大きく動き出して います。	【左上】 関係先の捜索 浜松市西区・午前9時頃
アナ	9	それでは、 捜査の最新情報について、 捜査本部が置かれている 細江警察署から中継です。	
記者	15	(以下 記者レポート) ここ細江警察署や 近くの警察署では、 今朝早くから捜査車両が 関係先の捜索に向かいました。 事件との関連について 慎重に捜査が進められています。	【右上】 身元判明 関係先の捜索 奥浜名湖 切断遺体事件 【左上】 LIVE 細江警察署 【下】 記者名
浜松市北区 住宅	6	捜索が行われた 浜松市北区の住宅では、 鑑識作業が念入りに行われて いたほか、	【左上】 関係先の捜索 浜松市北区・午前7時頃
押収される 軽自動車	3	軽自動車も警察署に 運ばれました。	【左上】 関係先の捜索 浜松市北区・午前7時頃

浜松市西区 マンション	4	また、 浜松市西区のマンションにも 今朝早く捜査員が入り、	【左上】 関係先の捜索 浜松市西区・午前9時頃
押収される 自動車	7	午後には 乗用車1台が押収されました。 マンションから出てきた男性が	【左上】 関係先の捜索 浜松市西区・午前9時頃
浜松市西区 マンション	9	捜査車両に乗って出ていく様子も 確認できました。 捜査本部は 出町さんを知っているとみられる 関係者から事情を聴いていて、	
記者	4	事件の全容解明を進めています。	
アナ	14	(アナ) 遺体が見つかったのは、 風光明媚で普段は静かな湖畔で した。 まさかこんな所でと、地元の人も 衝撃を受けた今回の事件について これまでを振り返ります。	【下】 あす発見から1週間 浜名湖の切断遺体…事件の経緯
<省略>	127	<省略>	<省略>
アナ	10	再び、 捜査本部のある細江警察署から 伝えてもらいます。 今後の捜査のポイントを教えて 下さい。	
記者	7	(以下 記者レポート) 捜査本部は 死亡した出町さんの 交友関係などを調べています。	【右上】 関係者聴取 今後の捜査は？ 奥浜名湖 切断遺体事件 【左上】 LIVE 細江警察署 【下】 記者名

浜名湖空撮	11	大阪に住んでいたという情報もあり、捜査本部は知人などから話を聞き容疑者の特定を急いでいます。また、今日押収した複数台の車を	【左上】 右脚が見つかった湖岸 浜松市北区・今月 8 日
押収される軽自動車	7	検証し、事件と結びつく証拠がないかどうか調べています。 なぜ出町さんは殺害されたのか。	【左上】 押収された車 磐田市 【下】 捜査本部 複数の車を押収 ⇒事件と結びつく証拠がないか捜査へ
記者	7	犯人は誰なのか。 事件の全容解明が待たれます。 以上、中継でお伝えしました。	
アナ	13	(アナ) 浜名湖で見つかったバラバラ遺体、今日、身元が判明しまして捜査が進展するとみられます。湖の近隣住民も不安な日々を送っていますので、早期解決が待たれます。	

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面およびヒアリングによると、申立人の主張と被申立人の答弁の概要は以下のとおりである。

	申立人	被申立人（テレビ静岡）
論点 (1) 名誉毀損か	<p>■ バラバラ殺人事件の捜査において、実際には全く関係ないにもかかわらず、「浜名湖切断遺体 関係先を捜索 複数の車押収」と断定したテロップをつけ、記者が「捜査本部は遺体の状況から殺人事件と断定して捜査をすすめています」</p> <p>「県警は死体損壊・遺棄事件として捜査本部を設置しました」と殺人事件に関わったかのように伝えながら、許可なく私の自宅前である私道で撮影した、捜査員が自宅に入る姿や、窓や干してあったプライバシーである布団一式を放送し、名誉や信頼を傷つけられた。</p> <p>■ 私には平成28年7月14日付の「押収品目録交付書」があり、これには、「被疑者Bに対する窃盗被疑事件」として記載されており、テレビ静岡が報道した「殺人、死体遺棄、死体損壊」の件で捜査員が訪れたのでは無いことが、明確に明らかだ。</p> <p>■ Bから譲渡され、私名義に変更している軽自動車は、本件の殺人事件と全く関係ない、Bが別に起こした窃盗事件の証拠物であるので、その押収に来たというのだ。</p> <p>■ 捜査員が挨拶のために玄関に入っていく姿を映しだして捜索という文字を使用すれば、私の自宅は家宅捜索されたのではないかという印象を与える。実際にそのように感じ取った人が多く見受けられる。しかも、この日のニュースは犯人と思われるBの住宅はほとんど映っておらず、私の自宅がほとんどで、このニュースの映像だけを見れば、家宅捜索された印象も受け、いかにもこの家の主が犯人ではないかという印象を視聴者に与える。</p>	<p>■ 本件放送は公共性の高い事項について、公益にかなう目的をもって、正当な手法で撮影した申立人宅の捜索の映像を相当な手法で放送したものであり、プライバシーの侵害や、名誉・信頼の毀損にはあたらないと考えている。</p> <p>■ 多数の捜査員や捜査車両を投入した大掛かりなものだったことや、捜査本部が置かれた警察署を出発した捜査車両に乗った捜査員が、署の管轄域外の場所で捜索を実施した事実からも、所轄署が捜査を担当する一般の事案でなく、捜査本部が捜査する浜名湖事件に関連した捜査と判断した。</p> <p>■ 本件取材は、当社取材陣が、信頼できる取材源より平成28年7月14日朝に浜名湖事件（浜名湖での死体損壊・遺棄事件）に関連して捜査の動きがある旨の情報を得て取材活動を行ったものであり、当日の取材の際にも取材陣は捜査員の対応などから当日の捜索が浜名湖事件との関連でなされたものであることの確証を得たほか、さらに複数の取材源にも確認しており、本件捜査が浜名湖事件に関連してなされたことは事実である。</p> <p>■ 取材で確認した事実のみをありのまま報道したものであり、申立人を犯人視したり、あるいは視聴者に申立人を犯人視させるような演出やねつ造は一切行っていない。さらに、申立人の氏名を報じていないのはもちろん、「関係者」が任意同行や事情聴取されていることについても事実の確認がとれるまで言及しなかったし、申立人がその「関係者」であるとの放送もしていない。</p>

■ 捜索とは社会通念上家宅に入り、証拠品を捜査員が押収していく姿を想像する。この日私の自宅である建物内は一切捜索されていないし、捜索差押令状にも「捜索する場所 ○○方敷地」と記載されており、住宅の文字もない。警察にも確認をとったが捜索する場所は敷地に限って令状を発行してもらって、住宅内の許可は取っていないとの説明を受けた。

■ 家に入ったこと自体は5分か10分ぐらい。テレビ静岡を私道から県道のほうに追いやったのを確認できて、それで初めて外に出て、車の押収に立ち会ったという感じだ。

(家の中で、「外に停まっている車はあなたのものか」とか、やり取りは少しはあったか?)

家の中でもあった。

(家の中で何か捜索することは?)

それはまったくない。

■ ネットではグーグルマップで私の自宅やBの関係先を特定するサイトもあった。また、自宅の場所を特定する書き込みも複数見た。私の自宅には際立った特徴がないと言うが、パラボラアンテナが窓付近に設置しているし、探そうと思えば探せる条件は揃っている。事実、申立書に記載の通り、テレビ静岡の報道を視聴した野次馬が画像を頼りに自宅に来ている。

■ 実名報道していないと言うが、自宅が特定されていて、自動車をレッカーしていく映像の道路の特定からほぼ人物の同定はされている。全ての一般視聴者が私を同定することは難しいが、放送対象となった人物の年齢、職業、容貌その他の一定の情報を知る周囲の人や、将来、その人物を知ることとなる人などの一定の範囲の人によって同定される場合であっても権利侵害が成立しうる(委員会決定第52号「宗教団体会員からの申立て」、最高裁第3小法廷平成14年9月24日「石に泳ぐ魚」事件判決参照)のように、自宅を特定され、事件の「関係

■ 捜査機関の行為は手続き上も押収だけでなく「捜索」も行われたことは明らかだ。すなわち、捜査員が本件住宅内で確認を行い、本件住宅の駐車場で軽自動車を現認して差し押さえたことから、本件住宅で捜索活動が行われたことは間違いない。したがって、「関係先とみられる住宅などを捜索」との報道は事実であり、虚偽ではあり得ない。

■ 「家宅捜索」という言葉は使っていない。「関係先と見られる住宅などを捜索」と言っており、少なくとも、放送上は家宅、つまり申立人の言う建物の中を捜索したということは言及していない。

■ 本件放送にあたっては、本件住宅の所在地や住人の氏名が特定されないよう、遠目からの「ロング映像」は使用せず、表札にモザイク処理を施した。また、本件住宅の外観には際立った特徴がなく、一般視聴者が捜索を受けた住宅を申立人宅と認知することは不可能だったと考える。

■ 本件放送は申立人について実名報道していないうえ、本件住宅の居住者数や性別、年齢などの情報も一切含んでいない。一般視聴者は、どんな人が何人住んでいるのかさえわからない状態だったのであり、住人を特定して犯人視したり、事件と結びつけて考えたりすることは不可能だったと考える。

なお、申立人の氏名をインターネット上で入力して検索しても、浜名湖事件に関係するものは全く検出されない。

先」として報道されている以上は、可能性はある。

■テレビ静岡の「関係先」の定義を述べているだけで、視聴者の目線になっていない。

同じ番組内で、「殺人事件」と「関係者」と言う言葉や、同じ画面上に「関係者」「関係先」等のテロップと私の自宅の映像を同時に放映していて、一般視聴者は、テレビ静岡が主張する難解な「関係先」としてとらえるのだろうか？後付けの言い訳であるので、無理があるし、事実テレビ静岡の報道を視聴した一般視聴者が私の自宅の写真をネットのサイトに掲載して、事件と関係ある人物、犯人として捉えていることは、申立書の別紙等から分かるように明らかであるし、私は、実際知らない人から、疑いがかけられた事は、同上の別紙で述べている。このように一般視聴者が私を犯人視している現状を見れば、テレビ静岡の報道は「犯人視」した報道と言うことに結び付く。現に私の自宅を報道したマスコミはテレビ静岡だけであり、しかも、「関係先」「関係者」と断定したテロップと自宅の映像を同時に流して、犯人視していたことは言い訳のしようがない。

■私は、Bから自動車を譲渡されているが、無償で譲りうけたわけではなく、少なからずお金は払っている。(10月18日の話し合いでも誤解していたので、それは伝えている。ことさら「もらった」と答弁書で強調しているが、それで私が嘘をついていると主張したいのか?) これに対して、事件の「関係先」として報道したことに対して何が関係するのか？無償なら事件の「関係者」なのか？有償なら事件の「関係者」ではないのか？

また、「知人」と言うことに対しても、知人だからと直ぐに「関係者」となるのは、あまりにも短絡的だ。

■当社は、「関係先」という表現を「事件や捜査と何らかのかかわりがある場所、または事件に関係がある人物と何らかのかかわりがある場所」という意味で使用している。「関係先」という語句は、その場所に関係する人物が「犯行そのものにかかわった」という印象を一般視聴者に与えるものではないと考えている。「関係先」という表現を目にした視聴者は、「詳細はわからないが何らかの関係のある場所」と受けとめるのが一般的と考える。このことは、新聞報道を含め、他の報道機関においても同様の意味で「関係先」という語句を使用しているものと理解している。

本件放送では、浜名湖事件との関連で捜査がなされた場所という意味で申立人宅(以下本件住宅)を「関係先」と指称した。したがって、「浜名湖切断遺体 関係先を捜索 複数の車押収」などのテロップも、本件住宅の住人が「殺人事件そのものに関わった」と伝えたものではなく、また「捜査本部は遺体の状況から殺人事件と断定して捜査をすすめています」「県警は死体損壊、遺棄事件として捜査本部を設置しました」などの内容は浜名湖事件全体の捜査の経過を伝えたもので、「申立人が浜名湖事件に関わった」と表示したものではない。

■当社として、事後に判明する諸事実から申立人が浜名湖事件と「無関係である」ことが判明すれば、当然のことながら「無関係である」旨の報道をすることはやぶさかではない。しかしながら、取材当日判明していた事実はもちろん、その後判明した諸事実、例えば申立人は、32歳の男性を被害者とする殺人・死体損壊・遺棄事件で逮捕・起訴され、別の当時62歳の男性を被害者とする強盗殺人・死体遺棄などの容疑でも逮捕されたBの知人であり、Bから軽自動車(殺害された当時62歳の男性が元所有し、Bに名義移転がなされていたもの)を譲り受けるという間柄にあったこと、取材当日もその後も警察

<p>論点(1) 名誉毀損か</p>	<p>警察は「関係者」ではなく、あくまで協力者として私から自動車を譲り受けた話を聞いていたし、その後私は協力費をもらっている。被疑者として調べたことはないと警察も証言してくれている。</p> <p>また、テレビ静岡が主張する「何らかの事情」とはなにか？今までもテレビ静岡に具体的に問うことはしているが、答えていない。事情を知っていると言っても、その度合いがある。勿論私は、本件犯行に対しては、何も知らないが、例えば、「犯行を手伝った」「遺体を運ぶのを手伝った」等の共犯関係が成立する事情から（当然だがあり得ない）、犯罪に関係しないような事情もある。その事情の度合いも知らないで、事件の「関係先」として、自宅を報道したのは、明らかな非がテレビ静岡にはある。</p> <p>■私は軽自動車を、結果としてBから購入しているが、譲り受け当時、私は当該自動車が盗品とは認識していなかった。</p> <p>■車を見たところ、提示された30万円に比べてきれいであり、分割にしてくれるというので購入したいと思った。手付金として1万円支払い、毎月3万円ずつ支払うことになった。実際にお金も払っているし、分割の3万円も初めの2か月払っている。</p>	<p>は申立人を「浜名湖事件」について何らかの情報を知り得た「関係者」として連日任意同行を求めて事情を聴いたこと、本件報道直後に申立人自身、当社に対し「この件は闇が深い、自分しか知らないことがたくさんある、あすも警察に呼ばれている、マスコミが再度自分のところに集まって来るタイミングがある」などと述べていたこと、本件車両は押収されたままであり、申立人に還付されていないことなどからも、警察が「浜名湖事件」に何らかの関連があった可能性があるものとして本件車両を押収したことに疑う余地はなく、「全く関係ない」との申立人の主張とは裏腹に、「何らかの事情を知っている関係者」である可能性が高く、当社として「無関係である」旨の報道をすることはできない状況にある。</p> <p>■「もらい受けた」というのは申立人から聞いて初めて驚いた。そんなに近い、車をもろうというのは余程の関係でないと、もろうことはない。</p> <p>■（申立人は30万円で購入したと言っているが、どういうことか？）まったくわからない。</p>
<p>論点(2) プライバシー侵害か</p>	<p>■放送を見ると布団が画面の中心にあって、意図的に布団を撮影し、報道していることがわかる。live放送ではないし、編集の段階でいくらかでもどうにかなる筈だ。テレビ静岡の理論がまかり通るのであれば、盗撮すら合法的になってしまう。</p> <p>■誰が干してあるプライバシーである布団を全国ネットで放送されることを警戒して、遮蔽物を設置するのか？私の自宅前は私有地であり、通行人も所有者の</p>	<p>■本件放送にあたっては、本件住宅の所在地や住人の氏名が特定されないよう、遠目からの「ロング映像」を使用しないこととしたため、表札にモザイク処理を施した玄関先のカットに続いて「アップ」の映像を使用し、これに布団などが映っていたものであり、布団などをことさらに撮影し、放送する意図はなかった。</p> <p>■当該布団などは取材時に玄関の横に干され、本件住宅前の道路から遮るものなく視認できる状態にあり、対象も下着などではなく、撮影して放送した場合に申立</p>

	<p>みで、県道から庭や玄関が見えない配置となっている。万人に見られることを警戒する土地の状態ではない。その平穏な生活空間をテレビ静岡は調べもせずに侵したのだ。「私生活の平穏などの人格的利益」(最判平成元・12・21民集43巻12号2252頁)を違法に侵害したと言える。</p>	<p>人や家族に精神的な負担をかける恐れがあるものと認識しなかった。</p>
<p>論点(3)取材過程に問題はなかったか</p>	<p>■再度捜査員の1人からテレビ静岡の取材陣にたいして、「私道である」「事件に関係しているかわからない状態で無断で撮影して、訴えられても知らない」と忠告されている。通常警察から、こんな言葉が出ることはない。その際テレビ静岡は「分かりました。その通りです。」等と答えていた。</p> <p>■テレビ静岡は、報道の為ならば、個人の住居に入るのを正当化しているにすぎない。私の自宅付近に通っている県道と私の自宅前の私道では道路の舗装が違う他、突き当たりになっていて県道や市の管轄でないことが、容易に判断できる。少なくともマスコミなら確認を取るべきであって、確認もしないで、侵入してきたことに対して、謝罪しないどころか、私道半分は、当家所有地でないことを主張して、問題ない旨を述べている。これに関しても、後付けの言い訳であり、当家側に入っていない等、どう考えても無理な言い訳をしている。私も複数の捜査員も侵入してきているのを見て、これはどう考えても合理性のない言い訳でしかない。</p> <p>■一軒先が行き止まりになっているので、誰が見ても私有地、自分とお隣さんしか通行しない土地だ。</p> <p>■マスコミという屋外での撮影を主たる業務とする職種であるので、当然に、撮影前のみならず、撮影後の編集の段階においても、私道等、撮影をしても問題なき場所かの確認を取るべきで、少しの注意で結果が予見でき、回避ができるのに、注意を怠った重過失がテレビ静岡にはある。</p>	<p>■申立人は、取材時に捜査員が当社取材陣に「私有地だから立ち退け」と忠告したと繰り返し主張しているが、捜査員はそのような言動は一切しておらず、当社取材陣は私有地と知る由もなかった。</p> <p>■本件取材時に取材陣が映像撮影のため佇立した部分は、申立人(ないし両親)の所有地でないことは確認済みであり、また本件住宅の「囲繞地」(管理者が外部との境界に門・塀などの囲障を設置し、これによって建物の付属地として建物利用のために供されるものであることが明示されているもの。最判昭和51年3月4日判決)とは認められないので、住居侵入にも該当しない。また、私有地であることを理由に立ち入りを禁止・制限することを示す看板や標識は設置されておらず、ごく普通の道路として使用されているものとみられ、取材陣は一般的な公道と認識して取材を行った。</p> <p>■立ち入りが禁止されているという認識は私共は持っていなかった。それは、一見して、ごく普通に市民が通行できる道路の形態をしており、立ち入りを禁止、あるいは制限することを示す看板、あるいは標識は設置されていなかった。ごく普通の道路として使用されているものと見られ、そう考えて、私共は取材を行った。</p>

<p>論点(3)取材過程に問題はなかったか</p>	<p>■この日テレビ静岡は、しつこいくらいの取材もしてきた。すべて母が対応しているが、押収以降お昼近くに県道でテレビ静岡の社員がカメラを持って私の自宅に向かって歩いていたので、母が「真実ならいいが、やめてよ」と注意した。その後時間を置いて先と同じ人間が私の自宅に来てチャイムを鳴らし、テレビ静岡と名乗った上で訪問した。その際も上記と同じことを言った。また時間をおいて先の人間に加えもう一人のテレビ静岡の人間（テレビ静岡と名乗った）2人が再度訪問してきたので母は「話すことはない。いい加減にして。帰って」と強く意志を表した。然しながら、また時間を置いて先の2人が自宅に来たので同じように意思を表して帰ってもらった。</p>	<p>■申立人は、当社関係者が本件捜索当日に申立人宅を計4回訪れたとの主張を変えていないが、午前中の捜索以降に当社関係者が申立人宅を訪れたのは、午後5時過ぎに記者Gが情報確認のため再訪した1回のみだった。</p>
<p>局への要求について</p>	<p>■テレビ静岡は、確かでない情報に基づき間違った報道をしたことは確かであるので、放送法第4条第1項及び同法第9条に基づいて、訂正放送を求める。</p> <p>■私たち家族は、平穏な生活をテレビ静岡の報道によって壊された。謝罪は当然であり、謝罪が必要ないとなれば、報道は凶器になってしまう。強く謝罪を求める。</p> <p>■テレビ静岡は今まで、自社及び(株)フジテレビジョンの、ホームページ上のネット動画以外のネット動画の削除について、何も結果は残していない。今現在も私の自宅や布団はネット上に「関係先」として掲載され、批判的なコメントがされている。著作権法に基づいて削除要請を責任もって積極的に各サイトに要請し、その活動が目に見える形で報告することを求める。</p>	<p>■本件放送は真実でないことを放送したのではないので、訂正放送の請求には応じかねる。</p> <p>■謝罪が必要な理由は認められないので、謝罪の請求には応じかねる。</p> <p>■インターネット上に拡散した画像は、当社並びにFNN（フジ・ニュース・ネットワーク）の著作権を侵害している。不当にダウンロードした画像を掲載している個人ブログ等で残存しているものについては、著作権侵害の被害者として、引き続き削除要請などしかるべく対応措置をとっていく。</p> <p>■できる限り我々フジテレビ、フジ・ニュース・ネットワークの著作物を侵害されないように削除の手続きはしたが、訳の分からない、いわゆるサイトからは、どうしても手の及ばないところがあったのは事実だ。</p>

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2016年 7月14日	テレビ静岡、苦情の対象となった番組を放送
8月12日	申立人、テレビ静岡と面談し抗議
9月 4日	申立人、テレビ静岡に訂正放送を求める通知書を送付
9月10日	テレビ静岡、請求には応じられないとの回答書を送付
9月18日	申立人、委員会に「申立書」を提出
11月 2日	テレビ静岡、委員会に「経緯と見解」を提出
11月15日	第241回委員会で審理入りを決定
11月30日	テレビ静岡、委員会に「答弁書」を提出
12月 9日	申立人、委員会に「反論書」を提出
12月20日	第242回委員会で審理
12月22日	テレビ静岡、委員会に「再答弁書」を提出
2017年 1月17日	第243回委員会で審理
2月 7日	起草委員、論点・質問項目を検討
2月21日	第244回委員会で審理
3月21日	第245回委員会で審理
4月18日	第246回委員会でヒアリング、審理
5月 9日	第1回起草委員会で検討
5月16日	第247回委員会で審理
6月 7日	第2回起草委員会で検討
6月20日	第248回委員会で審理
7月18日	第249回委員会で審理、「委員会決定」案を了承
8月 8日	「委員会決定」を通知、公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武 則
委員長代行	市川 正 司
委員	紙谷 雅 子
委員	城戸 真亜子
委員	白波瀬 佐和子
委員	曾我部 真 裕
委員	中島 徹
委員	二 関 辰 郎